

令和7年広審第6号

裁 決
旅客船A防波堤衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時刻及び場所

令和6年11月13日09時35分僅か過ぎ
愛媛県釣島漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A
総 ト ン 数 462トン
全 長 49.53メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 1,912キロワット

3 事実の経過

(1) 釣島漁港

釣島漁港は、愛媛県釣島の北端に位置し、同漁港西部の陸岸から東方に約150メートル延びる西防波堤及び中央部の陸岸から北東方に約50メートル延びる東防波堤がそれぞれ築造され、東防波堤南端から南東方には、高さが異なる上段、中段（以下「着岸岸壁」という。）及び下段の3段にそれぞれ区分けされた長さ30メートルの岸壁が設けられていた。

(2) Aの運航形態

X社は、Aを愛媛県松山港と釣島他4島各港間を結ぶ一般旅客定期航路事業に、1日2便従事させ、同社が定める運航基準には、平常時に使用する第1基準経路と、荒天時に使用する第2基準経路とが、それぞれ定められていた。

(3) Aの操縦性能

海上試運転成績書写によれば、船首喫水2.06メートル船尾喫水2.80メートルの状態において、速力15.3ノット及び15.2ノットで前進中に左舵及び右舵各35度をとったとき、最大縦距が144メートル及び149メートル、最大横距がそれぞれ147メートルであった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、船橋前面中央に操舵スタンド、右舷側に機関回転数毎分80以下となったら点灯するように設定された後進操作可能表示灯を配した機関操作盤及び2号レーダー、左舷側に1号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した2機2軸の船首船橋型鋼製旅客船で、a受審人ほか4人が乗り組み、旅客46人を乗せ、車両等27台を積載し、船首2.10メートル船尾2.85メートルの喫水

をもって、令和6年11月13日09時10分松山港を発し、釣島漁港に向かった。

a 受審人は、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、2海里レンジとした1号レーダー、0.75海里レンジとした2号レーダー及び3海里四方を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、第1基準経路を使用して釣島南東方沖合に至り、09時29分半少し前釣島灯台から133度（真方位、以下同じ。）1,410メートルの地点で、針路を353度に定め、12.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、09時31分僅か前釣島灯台から109度1,010メートルの地点に至り、着岸岸壁に向けて左転を開始するとともに、徐々に減速を始めた。

a 受審人は、機関回転数毎分80以下となったら後進に機関を操作するつもりで左回頭を続け、09時34分僅か過ぎ釣島灯台から046度420メートルの地点に達し、船首が247度を向き8.3ノットの速力となったとき、西防波堤東端まで160メートルのところとなり、その後同防波堤東端に向かって緩やかに左回頭しながら接近する状況であったが、後進操作可能表示灯を注視することに気をとられ、目視で西防波堤東端との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、徐々に減速しながら西防波堤東端に向かって左回頭しながら続航し、09時35分僅か前右舷船首至近に迫った同防波堤東端を認めて急ぎ左舵をとったものの、及ばず、09時35分僅か過ぎ釣島灯台から036度270メートルの地点において、Aは、船首が216度を向き、2.9ノットの速力とな

ったとき、その右舷中央部が、西防波堤東端に衝突した。

当時、天候は晴れで風力３の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは右舷中央部外板に擦過傷等を生じ、西防波堤は東端側壁コンクリート部材に割損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、釣島漁港において、着岸岸壁に向けて接近する際、船位の確認が不十分で、西防波堤東端に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、釣島漁港において、着岸岸壁に向けて接近する場合、西防波堤東端に向かって進行することのないよう、目視で同防波堤東端との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、後進操作可能表示灯を注視することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、西防波堤東端に向かって接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を１か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和７年８月２８日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則